

横浜市スポーツ医科学センターにおける診断書発行手数料の誤徴収について

横浜市の指定管理施設である横浜市スポーツ医科学センター（指定管理者：公益財団法人横浜市スポーツ協会）の診療所で発行する診断書料等について、本来であれば、条例で設定する利用料金（3,000円）の範囲内で利用料金を徴収するべきところ、指定管理者の判断で誤った金額設定を行い、これに基づき料金を徴収していたことが判明しました。

1 概要

記録が残っている平成24年度には、後遺障害診断書の区分で4,000円の設定をしており、その後、平成30年4月に当時の消費税相当額8%分を増額、令和元年10月の消費税10%改定時に、増額分を10%に変更しています。

《利用料金の推移》

種別	平成29年度以前	平成30年4月～	令和元年10月～
証明書（通院・領収証明）	500円	540円	550円
診断書（一般）	1,000円	1,080円	1,100円
診断書（損害保険等）	3,000円	(イ)3,240円	(エ)3,300円
後遺障害診断書	(ア)4,000円	(ウ)4,320円	(オ)4,400円

※(ア)～(オ)が条例に定める金額を超過している部分

【参考：スポーツ医科学センター条例（抜粋）】

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

種別	単位	金額(※)
診断書及び証明書	1通につき	3,000円

※金額には消費税相当額を含む。

2 経緯

令和4年8月29日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者から提出された書類の内容を確認したところ、診断書料等について、条例で設定する利用料金を超えて金額設定していることに市職員が気づき、指定管理者に事実確認を依頼。</li> <li>事実確認の結果、条例で設定する利用料金を超えて金額設定していることが判明。指定管理者が誤徴収の対象者や金額を把握するための調査を開始。</li> </ul>
令和4年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例で定めた利用料金の範囲内（診断書（損害保険等）、後遺障害診断書：3,000円）となるよう料金設定を変更。</li> </ul>
令和4年9月5日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査の結果、誤徴収の対象者や金額が確定したため、誤徴収してしまった皆様への返金に係る調整を開始。</li> </ul>

### 3 誤徴収件数・金額（平成24年度～令和4年度）

発行件数：1,088件 金額348,980円

《内訳》

種別	発行件数	金額
(ア) 誤徴収金額：1,000円	21件	21,000円
(イ) 誤徴収金額：240円	349件	83,760円
(ウ) 誤徴収金額：1,320円	11件	14,520円
(エ) 誤徴収金額：300円	691件	207,300円
(オ) 誤徴収金額：1,400円	16件	22,400円
合計	1,088件	348,980円

※発行件数は、1,088件ですが、発行先は407か所（個人：335か所、保険会社等72か所）

### 4 発生原因

指定管理者における該当する条例の理解が十分でなかったことから発生したものです。

#### 【超過分(ア)について】

本市側には、料金設定に関する協議等の記録はなく、指定管理者においても、後遺障害診断書料（4,000円）の設定をした経緯を把握している職員がおらず、資料等も残っていないため、いつから設定がされていたか等、経過・詳細は不明です。

#### 【超過分(イ)～(オ)について】

当時の担当者が診断書料に消費税が課されていないと誤認識していたことから発生したものです。法律に基づき課すべき税であるため、市に対する事前協議等の手続きや内部での事務決裁手続き等は不要と認識し、実施していませんでした。

### 5 今後の対応

誤徴収してしまった対象者の皆様には、指定管理者が文書で謝罪するとともに速やかに誤徴収分を返還します。

### 6 再発防止策について

#### (1) 指定管理者の対応

利用料金は、市が定める条例に基づき実施していることを、料金設定に係わる職員に対して改めて周知しました。また、10月中旬に全職員向けに研修会を実施し、指定管理者の役割等を改めて周知・徹底します。

#### (2) 本市の対応

今後、同様の事案が発生することがないように指定管理者に対して指導を行うとともに、毎月開催している定例会において、更なる情報共有の徹底と職員の意識向上を図り、信頼の回復に努めます。また、毎年度、市に対して利用料金の一覧を提出させることで、料金設定が適正かどうか確認を行います。

#### 【参考：指定管理者】

公益財団法人 横浜市スポーツ協会（指定管理期間：令和3年度～令和7年度）

横浜市スポーツ医科学センター（横浜市港北区小机町3302-5）

スポーツ医科学に基づく、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力向上を図ることを目的に設置された本市の施設です。

なお、当センターは、診療所としての機能も有しており、内科・整形外科・リハビリテーション科で構成されています。

#### お問合せ先

健康福祉局保健事業課長	秋野 奈緒子	Tel 045-671-2436
横浜市スポーツ医科学センター	総務・医事課長 宮田 豊	Tel 045-477-5051